

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	日中一時支援事業（地域生活支援事業）			事業コード	2091
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	相談認定係
課長名	晴山 陽夫	担当者名	佐々木 ゆり子	内線番号	2515
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目地域生活支援事業（004-03）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 18 年度	
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」とする）第 77 条第 3 項、盛岡市地域生活支援給付費支給要綱、盛岡市日中一時支援事業実施要綱			

### (2) 事務事業の概要

身体、知的及び精神に障がいのある方及び難病患者等に対して日中における活動の場を提供することにより、障がいのある方の家族の就労を支援するとともに、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、障がいのある方の福祉の増進を図る。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

障害者自立支援法（平成 17 年度法律第 123 号）において、市町村が地域や利用者の実情に応じて事業を実施することとされた地域生活支援事業の一つの事業として、それまで実施してきた障害児タイムケア事業等を継承発展させる形で開始した。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 25 年 4 月に法律の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わった。

定員がいつばいの事業所も見られる。今後いっそう需要が増え、進展していくと思われる。



			実績	実績	計画	実績	目標値
A 実利用者数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	464	419	378	398	398
B 延べ利用者数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	17,984	17,667	17,355	18,750	19,899
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

### (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	28,106	25,661	26,443	27,271
	②県	千円	14,053	12,831	13,221	13,635
	③地方債	千円	0			
	④一般財源	千円	14,053	12,831	13,222	13,637
	⑤その他( )	千円	0			
	A 小計 ①～⑤	千円	56,212	51,323	52,886	54,543
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	150	150	150	150
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	600	600	600	600
計	トータルコスト A+B	千円	56,812	51,923	53,636	55,293
備考						

## 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

### (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

#### ① 施策体系との整合性

障がいのある方に日中における活動の場を提供するとともに家族の就労支援や一時的な休息を確保することにより社会参加の促進に結びつく。

#### ② 市の関与の妥当性

障害者総合支援法に基づき制度化された事業であり、また、国庫・県費の補助金を導入して市町村が実施することとされている事業であり、妥当である。

#### ③ 対象の妥当性

障害者総合支援法及び盛岡市日中一時支援事業実施要綱により対象が明確であり、妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

障がいのある方の日中における活動の場の提供や家族の就労支援・一時的な休息確保が困難となり、社会参加の促進に影響を及ぼす。

#### (2) 有効性評価（成果の向上余地）

サービス提供事業所が増えればサービスが提供しやすくなり成果は向上する。

#### (3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

受益の対象は明確であり、対象者は申請・認定により自由に契約を結び受益できるため適正化余地はない。

#### (4) 効率性評価

サービスの受給は申し込みに基づき受給内容や負担額等を認定し、定められたサービス単価や負担割合により実施されるため削減できない。

申込・認定事務は対面事務が中心となることと、事業所への支払事務も利用者一人一人の日々の利用状況を時間帯・時間数・サービス加算の内容ごとに確認して行っており、削減の余地はなく、むしろ制度の普及に伴い事務量の増加が想定される。

## 4 事務事業の改革案 (Plan) . . . . .

#### (1) 改革改善の方向性

現状の制度で利用の拡大が見込まれる。

## (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

日中一時支援の申込理由は多岐にわたり、需要もますます増加傾向にある。家族のレスパイト目的、放課後対策となると支給決定時点で制限するものではない。扶助費は増加の一途をたどるため財政的問題の解決を要する。

## 5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

日中一時支援事業は、障がい(児)者に日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための機会を提供すること、家族の一時的な休息を図ることを目的としており、ニーズの把握と周知方法の工夫が望まれる。